

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

実写ドラマで安全教材制作

ベテラン作業員の油断をテーマに
大成建設

特集Ⅱ

建設現場のメンタルヘルス対策 —後編—

「無記名チェック」を試行

田村 和佳子

続・造船現場サイゼンセン

年間無災害の達成に再チャレンジ

川崎重工業船舶海洋カンパニー神戸造船工場

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2266

2016

9 / 15

■ 災害のあらまし ■

林業を営む A 社に勤務中の従業員 B は、A 社が保有する山林の管理責任者であった。B は被災当日、集中豪雨により保管している木材が流されてしまわないよう、社長より監視を指示され業務を遂行していた。その作業中、山林の道路を走行中だった別会社の車が土砂により立ち往生していた状況を見、豪雨の状況から危険性が高いと判断し、立ち往生している車からの脱出と、乗車している C の救助に向かった。C を救助し安全な場所に誘導していたところ、土砂崩れに遭い数メートル先の崖に落下し大ケガを負った。

■ 判断 ■

通常、労働災害については業務起因性と業務遂行性に照らして判断するため、今回のような業務指示にない行動は、業務逸脱中の行為として労働災害として認定されない。今回のケースでは、自社の木材を監視する業務を行っていた作業員 B が、同作業中に業務が発生する事象となった同じ集中豪雨という事象での緊急事態に遭遇し、生命に関わる緊急の対応として C の救出などに対する一連の行動をとった際の事故であったため、業務の逸脱としてではなく、業務中における行動の範囲内と判断され、業務上災害として認定された。

■ 解説 ■

業務災害における労働災害の判断基準としては、大原則として、業務に起因して起こったものであるか、業務を遂行する際に起こったものであるかという判断が前提となる。その中で、業務に起因する範囲がどこまでになるかというのが判断の範疇と

集中豪雨で木材監視中に車を救助して大ケガ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 東京会
社会保険労務士 表参道 H R オフィス
所長 山本 純次

第 227 回

なる。通常の業務を行っていた際に、個人的な事由により業務外の行動をしている時間については、業務の逸脱としてその逸脱の期間中に起こった災害は業務起因性と遂行性が認められないため業務外と認定される。ただし、この逸脱における行為が業務に起因するものであるケースや、非常事態における緊急を要するものである場合は、状況に応じて判断されるものである。

今回のケースでは、従業員Bの業務に対する行動としては、集中豪雨のため自社の木材が流されたりしないかという監視が主目的であった。そのなかで、集中豪雨という緊急事態を受け、同現場で人命にかかわるような状況が発生していた際に、もし事業主がその現場にいれば助けるよう指示をしていたらと期待されるような行動であったことから、その行動は通常の業務から逸脱していたものの、緊急事態での対応ということで業務の範囲と判断された。

これは、業務にあたっていた現場と同じ現場で、また同じ事象（今回の場合は集中豪雨）であったということから、起こり得る緊急事態での対応と判断されたものである。人命にも関わる緊急事態で、同現場に居合わせていたことで、通常の間接性としても助けに入るであろうという期待性があったためである。逆の考えで推論すると、業務に当たっていた際と同じ現場であることや、同じ事象、そして緊急かつ危険性が高かった場合に認められるものであって、緊急事態であれば何でも認められると認識するものではないと考えられる。

例えば、会社の昼休み中に昼食のため外出している際、車に轢かれそうになった子供を助け、自身が車に轢かれてしまったという場合は、緊急性と危険性は高いものではあるが、そもそも会社での業務に従事



する現場でもなく、緊急の事態が起こった事象が業務に全く関係のないことから業務との関連性を判断するのは難しいと考えられる。

このように業務災害に関する判断基準として、通常の業務範囲から逸脱している行為であっても、緊急災害などの場合で、業務に起因する災害などと同一事象において起こした業務外の行動であっても、緊急性やその行動への当然期待性があるものであれば、業務災害として認定され得るものである。業務遂行性の緊急事態における解釈の拡大ともとれるケースであるが、どんな行為でも認められる訳ではなく、現場の状況や緊急事態の事象などを総合的にみて判断されるべきものであると考えられる。

今回のようなケースでは、業務外の行動であっても緊急事態の状況を踏まえ、行動の期待性なども加味して考えられる点を考慮し、総合的に判断する事例であることから、業務災害の判断としては難しい部分があるため、業務災害としての認定の可能性を現場の状況や当日の危険な状況を確認したうえで、早めに専門家などに相談して労災申請の手続きを行うことが望ましい。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp